

# *D*isclosure

*2023*

J A Higashinotogawa

## はじめに

平素、組合員皆様には当農協の事業運営にご理解とご協力、ご支援を賜っております事に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、当 JA は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年4月

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## 目 次

ページ

### あいさつ

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
3. 経営管理体制	6
4. JAの組織の概要	6
(1) JAのプロフィール	
(2) 機構図	
(3) 役員構成（役員一覧）	
(4) 組合員数	
(5) 組合員組織の状況	
(6) 特定信用事業代理業者の状況	
(7) 地区一覧	
(8) 沿革・あゆみ	
(9) 店舗等のご案内	
5. 事業の概況（令和5年度）	10
6. 農業振興活動	11
7. 地域貢献情報	12
8. リスク管理の状況	12
9. 自己資本の状況	15
10. 主な事業の内容	15
<b>【経営資料】</b>	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	20
3. 注記表等	23
4. 剰余金処分計算書	43
5. 部門別損益計算書（令和5年度）	44
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47
III 事業の概況	
1. 信用事業	47
(1) 貯金に関する指標	47
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	48
① 科目別貸出金平均残高	

② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	5 1
(4) 有価証券に関する指標	5 1
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	5 2
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	5 4
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	5 5
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
4. 指導事業	5 6
IV 経営諸指標	
1. 利益率	5 7
2. 貯貸率・貯証率	5 7
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	5 7
2. 自己資本の充実度に関する事項	5 9
3. 信用リスクに関する事項	6 0
4. 信用リスク削減手法に関する事項	6 3
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	6 4
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	6 4

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	64
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
9. 金利リスクに関する事項	66
VI 役員の報酬体系	
1. 役員	67

## 1. 経営理念

- J A 東能登川は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A 東能登川は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A 東能登川は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

### 〔基本理念〕

- ◇ J A 東能登川は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。
- ◇ J A 東能登川は、人を大切にします。
- ◇ J A 東能登川は、自然を大切にします。
- ◇ J A 東能登川は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A 東能登川は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

### 〔基本姿勢〕

- ◇みなさまから信頼される J A
- ◇地域から必要とされる J A
- ◇笑顔の JA スマイル JA ナンバー 1 (ワン) を目指します。

## 2. 経営方針

「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を実践し、自己改革による総合事業体としての機能を発揮します。

### (1) 持続可能な食料・農業基盤の確立

農家組合員の所得増大と農業生産の拡大を目指し、多様な農業者による地域農業の振興を図ります。

- ・「JA グループ滋賀営農・経済革新プラン」の着実な実践
- ・円滑な事業継承の推進
- ・大規模農業者との関係づくりの強化
- ・中小・家族経営の農業者に対する営農継続の支援

### (2) 持続可能な地域・くらし・組合員組織基盤の確立

地域の活性化を目指し、地域コミュニティの活性化と組合員の健康・幸福感の醸成を促します。

- ・JA くらしの活動によるメンバーシップの強化
- ・JA 健康寿命 100 歳プロジェクトの充実による組合員の健康増進
- ・JA 女性組織の活性化
- ・JA 総合事業機能の発揮に向けた連合会等による支援・補完

### (3) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

「将来にわたる JA 経営の健全性」を確保します。

- ・「将来にわたる JA 経営の健全性」の確保のための JA グループ滋賀の「効率化戦略」の推進
- ・「各 JA での徹底した経営改善」と「一定の経営レベルに到達」の先にある、組織再編の基本方向
- ・次世代の担い手(男性・女性)の JA 活動への参加・参画の促進と、アクティブ・メンバーシップ強化施策の策定・実践
- ・JA グループ滋賀の「基本的な取組み・活動の方向」の設定と実施に向けた「県域協議の場づくり」

### (4) 上記 3 つの取組みに横断的に関与する 3 つの取組み (プラス 3)

#### ① 協同組合としての人づくり

協同組合運動者としての人づくり

経営基盤の強化に向けた人づくり

#### ② 「食」「農」「地域」「JA」にかかる国民理解の醸成

「食」「農」「地域」とこれらを支える「JA」にかかる国民理解の醸成

#### ③ 「デジタル化」への対応

情報システム基本構想に通じた「デジタル化」への対応

## JA 東能登川 自己改革工程表

JA 東能登川は、平成 26 年より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支える JA 経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成 29 年度～平成 30 年度に実施した「JA の自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、地域になくしてはならない JA であり続けるため、組合員との徹底した対話を通じ、改革の取組みと成果について評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCA サイクルを回し、総合事業を基本として「不断の自己改革」を着実に実践します。

### 農家組合員の所得増大・農業生産の拡大の取組みについて

農家組合員の所得増大（農家組合員の売上増加・コスト低減）につながる次の取組みについて、目標及び実践具体策を策定し、取組みを進めます。

- ①出荷米の事前契約による販売先の確保と安定的な販売力の強化
- ②水田利用型作物の定着化  
キャベツ等の野菜や大豆、小豆など水田を活用した作物の生産振興
- ③省力型肥料等による生産コストの低減と作業効率の向上  
銘柄集約肥料や、10 kg 袋中心とした大型規格農薬の普及拡大

### 地域の活性化の取組みについて

「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組めます。

- ア. 健康寿命 100 歳プロジェクトの実践 イ. 管内小学校と連携した食農教育活動の実施

### JA 経営基盤の確立・強化の取組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。農業経営体は 5 年前と比較すると全体で 2 割程度減少していますが、法人経営は 3 割程度増加しています。また、農業生産額は上昇傾向に推移していますが、JA の販売品販売高は、3 億円前後で推移している状況です。

こうした情勢の中、JA として 5 年後の収支シミュレーションを行ったところ、5 年後には現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。これまで行ってきた自己改革と経営基盤強化を通じた事業改革の成果が表れてきている一方で、事業総利益の減少を事業管理費の削減で補っている収支構造も見られるため、5 年後のその先を見通しての事業改革に取り組んでいく必要があります。

このことから、令和 3 年度より取り組んでおります「経営改善計画」では、「将来にわたる JA 東能登川の健全性の確保」をテーマとし、「有価証券の売却益（キャピタル取引）に頼らない JA 東能登川の経営体質（収支構造）の再構築」を目指しています。

また、自己改革を支える JA 経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や経済事業（購買・販売・施設）の収支改善を図ることはもとより、葬祭事業、直売所の運営改善を行うとともに、信用、共済事業など全事業について改善を図り、健全で持続性のある経営を確立することが課題となっています。

### 組合員の意思反映について

自己改革の実践にあたっては、小規模 JA である利点を生かし、訪問活動（JA ほーもん）や担い手会議、集落座談会を通じた「組合員との対話」により改革の評価を把握し、地域に根ざした JA を目指して、日常の正組合員の声を組合経営全般に生かすとともに、「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった JA 運営を実現します。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、信用事業で貯金 26.3%、貸出金 87.8%、共済事業で 10.5%、購買事業で 24.8% となっており、地域住民の生活に必要な生活支援機関としての役割を果たすとともに、一定の事業分量を確保することで事業運営の安定化を図り、正組合員へのサービスの確保・向上に寄与しています。引き続き、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得増大」につながるよう取り組みます。

### 3. 経営管理体制

#### ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、ガバナンスの強化を図っています。

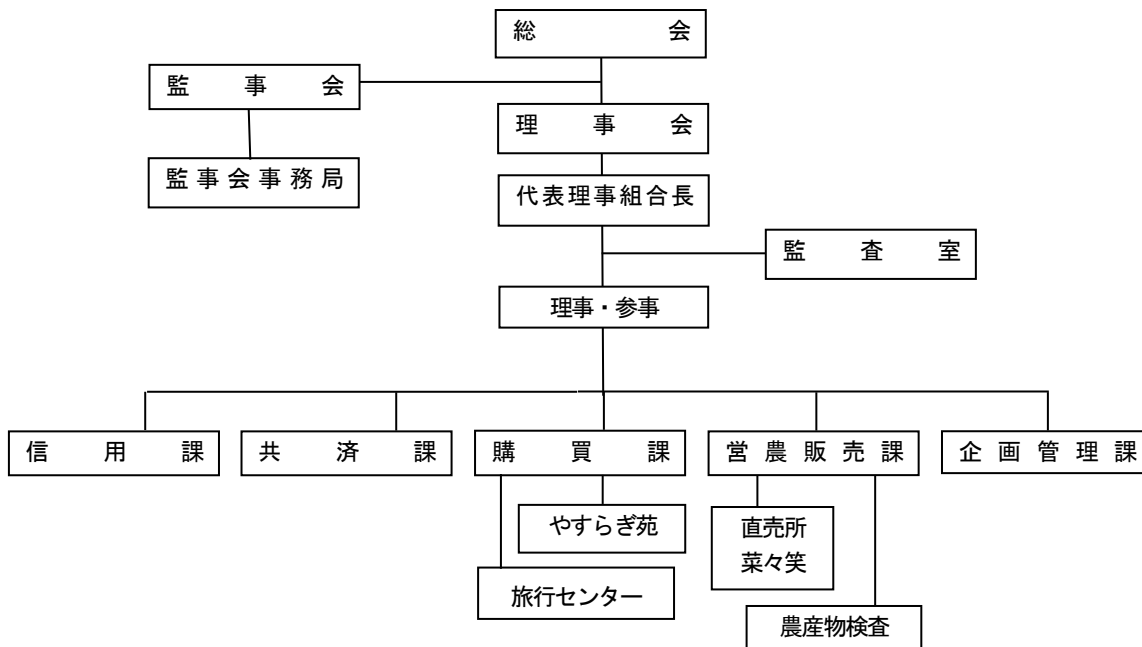
### 4. JAの組織の概要

#### (1) JAのプロフィール

◇設立	昭和23年4月	◇組合員数	1,274人
◇本店所在地	東近江市垣見町	◇役員数	13人
◇出資金	1.6億円	◇職員数	36人
◇総資産	194億円	◇単体自己資本比率	17.15%

#### (2) 機構図

令和5年12月31日現在



#### (3) 役員構成 (役員一覧)

(令和6年3月25日現在)

役員	氏名	役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	川南 誠孝	理事	水谷 進	代表監事	上林 慎治
理事・参事	小林 俊夫	〃	山川 雅美	監事	上田 德行
金融担当理事	上田 一行	〃	井口 吉幸	員外監事	小島 菊代
筆頭理事	大西 由治	〃	荻野 こよ子		
理事	山本 清治	〃	井口 弥一郎		



(4) 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員	471	482	11
個 人	462	472	10
法 人	9	10	1
准組合員	812	792	△20
個 人	786	767	△19
法 人	1	0	△1
その他の団体	25	25	0
合 計	1,283	1,274	△9

(5) 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
農 事 改 良 組 合	12集落
女 性 部	73名
年 金 友 の 会	838名
地域農業者連絡協議会	認定農業者15名 集落農業団体等11団体

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

(7) 地区一覧

【東近江市】 長勝寺町、神郷町、種町、今町、垣見町、鉢光寺町  
小川町、川南町、阿弥陀堂町、新宮町、乙女浜町

(8) 沿革・あゆみ

J A東能登川管内は、滋賀県の東部・1級河川愛知川左岸河口付近に展開する湖辺部平坦地で肥沃な耕地に恵まれた地区であるがJ R琵琶湖線を境として、東部地域は住宅開発が進み又、愛知川沿岸については、工業地域として線引がなされ大小の企業の誘致を見ている。

J A東能登川管内1 2地区の耕地面積4 7 3haの内水稻作付面積2 8 0haを1 1 3戸の農家が耕作している水稻単作地帯であり、生産調整として小麦を中心とした集団転作、水田利用園芸作物に取り組んでいる。

集落営農組合組織、農事組合法人による、大型機械の共同利用で農地を守る営農が進められている。

## 【JAのあゆみ】

昭和23年	4月	東能登川町農業協同組合設立	
29年	1月	農協共済事業開始	
48年		貯金残高10億円突破	
48年	12月	簡易ガス事業大阪通産局認可	
49年		貯金業務に電算機（パロース）導入	
49年	10月	系統為替滋賀県センター発足	
50年	7月	国庫金振込事務取扱い開始	
51年	10月	能登川町中部地区圃場事業 乙女浜地区より工事開始	
52年		貯金残高20億円突破	
55年	7月	貯金業務オンライン化実施 端末機オリベッティ導入	
55年	10月	為替業務オンライン化実施	
55年	12月	第1回農業まつり開催	
55年		貯金残高30億円突破	
56年	11月	貸付業務オンライン化実施	
57年	1月	県下農協間貯金ネットサービス開始	
57年	8月	乾燥調製施設（ライスセンター）小川に建設稼動	
58年	3月	全銀加盟に伴い東能登川農業協同組合に名称変更、農機具格納庫（小川）231.4㎡建設	
58年	9月	全銀内国為替制度加盟	
58年	11月	キャッシュサービス開始、CD設置	
59年	3月	全国農協間ネットサービス開始	
60年	3月	東能登川農協 年金友の会設立	
60年	6月	低温倉庫1,000t 収容（麦200t、米800t）小川に建設	
61年	6月	葬祭事業開始	
61年	9月	連倉下屋裏（垣見）323.11㎡改修建設	
62年	8月	農産物集荷場（小川）214.44㎡建設	
62年		貯金残高50億円突破	
63年	4月	滋賀銀行とのCDオンライン提携（SNS）開始	
63年	5月	ライスセンター荷受2系列貯留乾燥機（150t）増設稼動	
63年	10月	共済業務オンライン化実施	
平成	2年	7月	都銀、地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
	2年	8月	種農産物集荷場439.9㎡、建設連倉下屋表（垣見）198.32㎡改修建設
	2年		貯金残高60億円突破
	3年	2月	サンデーバンキング開始
	4年	4月	農協CI導入 愛称は「JA」に
	4年		貯金残高70億円突破
	5年	9月	本所（垣見）事務所1,200.9㎡新築完成
	5年	11月	本所（垣見）購買倉庫199.65㎡新築完成、購買業務・日計業務オンライン化開始
	6年	6月	販売業務オンライン化開始
	6年	9月	国債等窓販業務（自己窓販）の取扱開始
	8年	10月	貸出金10億円突破
	10年	2月	第50回通常総会開催
	10年	4月	旅行業務の取扱開始・Nツアー端末機設置
	11年	3月	第24回優良農業倉庫事業者 全農会長賞受賞
	11年	6月	集落営農連絡会（7集落）設立
	11年	10月	信用事業ジャステム移行稼動・信用情報端末機設置
			3級ホームヘルパー養成講座4JA（滋賀蒲生、湖東、西小椋、）共催
	12年	4月	全国共済連（全共連）統合
	13年	4月	全農と県経済連が統合・一般旅行業務取扱開始
	13年	9月	ライスセンター米出荷用紐くりロボット導入

13年10月	農業生産総合対策事業大豆コンバイン導入
14年7月	ライスセンター湿式除塵処理装置改修
15年6月	朝市の開始
15年7月	エコフオスター事業開始、米麦品質判定器、食味分析計導入
16年4月	ハーブ米の作付開始(畦畔にハーブ「ペニーロイヤルミント」)植付
16年6月	色彩選別機導入
16年7月	第1回ふれあい夏まつり開催
16年12月	貯金残高80億円突破
17年7月	登録商標「香りの風 水土里のハーブ娘」認可
18年9月	JA東能登川 “虹のホール” 「やすらぎ苑」オープン
18年12月	第25回農業まつり開催
19年2月	第6回JAバンク全国大会優績JA受賞
19年5月	東能登川農協地域水田農業推進協議会設立総会
19年10月	玄米蔵出しオーナー制度開始
20年3月	第60回通常総会開催
22年8月	ライスセンター主操作盤改修工事
23年7月	Compass-JA 稼働(県外ライセンス)
23年12月	貯金残高100億円突破
25年7月	農産物直売所「菜々笑」オープン、第10回ふれあい夏まつり開催
26年10月	平成26年度 臨時総会
26年12月	加工所「菜々笑の食卓」オープン
27年2月	子会社(株)アグリやわたの郷設立
27年11月	東能登川農産物集荷場竣工式
27年12月	第35回農業まつり開催
28年7月	事務所レイアウト変更工事
28年12月	貯金残高150億円突破
29年7月	地域農業者連絡協議会設立
30年3月	第70回通常総会開催
31年3月	第71回通常総会開催
令和1年5月	元号が平成から令和へ
2年3月	第72回通常総会開催
2年4月	新型コロナウイルス感染防止のため、全国に緊急事態宣言が発令
3年3月	第73回通常総会開催
4年3月	第74回通常総会開催
4年12月	第40回農業まつり開催
5年3月	第75回通常総会開催
5年7月	次期県システム稼働
6年3月	第76回通常総会開催

(9) 店舗等のご案内

令和5年12月現在

店舗名	住所	電話番号	ATM(現金自動化機器)設置・稼働状況
本所	東近江市垣見町818番地	0748-42-1345	1
やすらぎ苑	東近江市林町110-1番地	0748-42-0983	—
ライスセンター	東近江市小川町3420番地	0748-42-4078	—
直売所 菜々笑	東近江市垣見町680番地	0748-42-0831	—
農産物集荷場	東近江市神郷町1067番地	—	—

## 5. 事業の概況（令和5年度）

### ○当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行され、社会経済活動の正常化がようやく再開の兆しを見せました。JA東能登川におきましても、女性部活動や農業まつりなど概ね計画通り開催することができ、組合員や地域の皆さまに活気が戻ってきました。一方、農業を取り巻く環境は、円安などの影響による資材価格の高騰に加え、異常な暑さが続いたことによる収量・品質低下など一層の厳しさを増した一年となりました。

令和5年産米の作況指数は全国で「100」滋賀県は「97」（やや不良）と公表されました。当JAの集荷実績は26,355袋（計画比79.8%）となり、1等比率47.8%となりました。収量品質低下の要因は、5月下旬から6月にかけての低温寡照による穂数減少、7月から8月の異常高温による不稔粒の増加が推測されます。このような状況の中、5年春肥については4年秋肥に引き続き、国・県・市による肥料コスト上昇分の支援措置のお手伝いをさせていただきました。また、LPガスについても輸入価格や配送コスト上昇による影響を受けていることから、「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」により、料金の一部を値引きさせていただきました。

また、令和3年度から取り組んでおります経営改善計画は3年が経過し、第6次中期経営計画とともに「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマに掲げ、総合事業としての機能を発揮し、各事業に取り組んでまいりました。経営状況につきましては、組合員・地域の皆さまの多大なるご理解・ご利用により、事業総利益220,062千円（計画比106.6%）、事業利益17,865千円と計画を大きく上回りました。

子会社（株）アグリやわたの郷では、農家・集落営農組織と連携を図りながら地域農業を支える担い手として、米・麦・大豆・野菜（キャベツ・ブロッコリー）など多品目栽培と農作業受託、麦・大豆経理一元化（3地区）に取り組み、本年より米の経理一元化（今地区）にも取り組みました。引き続き、合理的な組織運営並びにコスト低減により収益確保に努め、経営所得安定対策等の交付金を活用した経営基盤強化準備金を積み立て、計画的な農業機械の更新など財務の健全化を図り、地域農業の活性化をめざしました。

以下、各事業の成果についてご報告いたします。

### 信用事業

農業・農業者の支援強化として低金利な農業近代化資金とアグリマイティー資金を提供し、農業経営をサポートさせていただきました。

年金振込では、お誕生日プレゼントなど特典のあるサービスの提供をさせていただきました。また、新たに年金を受給される方には社会保険労務士による年金相談会を開催し、請求の手続きをお手伝いさせていただきました。

住宅・マイカー等のローン相談を通じて、給与振込等の推進を行い、生活メインバンクとして次世代・次々世代の拡充に取り組みました。

### 共済事業

3Q訪問活動や他事業との連携・情報を有効活用し、契約者とのつながり強化に取り組みました。利用者ひとりひとりに応じた「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提案・相談活動を行いました。

契約者・利用者のサービス向上を目指し共済金支払の迅速・適正化に取り組みました。

自動車共済では示談交渉においてJA共済連滋賀自動車損害調査部と連携し早期解決に努めました。

サービス拡充のためwebマイページ、JA共済アプリの登録推進を資料等で情報発信しました。

法令に基づく「適切な共済推進」を周知徹底し、組合員・利用者の満足度向上をめざし、コンプライ

アンス態勢の強化に取り組みました。

#### 購買事業

肥料価格高騰に伴い、国の支援事業である「肥料価格高騰対策事業」（令和5年春肥分）を周知し、99名の生産者に申請支援を行いました。また、肥料や農薬の早期予約を実施し、より安価に販売できるよう取り組みました。

水稻肥料については、農家組合員の作業軽減を図るため15kg袋の普及拡大に取り組みました。また、農薬については、コスト低減に向けて10kg袋を中心に大型規格品の普及に取り組みました。

たくさんの方にご参加いただけるよう農業祭のイベントと一緒に「くらしの宅配便」見本市を開催し、商品のPRを行い、多くの方にご利用いただきました。また、女性部では、様々なカルチャー教室を開催し、JA事業をもっと知っていただき、ご利用いただくきっかけとなるよう取り組みました。また、組合員・地域住民とのふれあい健康づくりを目的として、第9回ウォーキング大会を開催し、16名の参加者と桜満開の猪子山を楽しみました。

## 6. 農業振興活動

#### 指導事業

園芸野菜は夏の猛暑や水不足（降雨）の影響で一部被害が見られたが、品質、収量向上に取り組みました。また、共同利用機械を活用し、コスト低減と品質向上に取り組みました。

契約栽培丹波大納言小豆はコロナウイルスの影響で未だ在庫が滞留している事もあり、丹波黒大豆への転換を推進しました。

J A東能登川地域農業者連絡協議会では、令和7年産麦より品種転換される「びわほなみ」の栽培に向けて研修会等を開催しました。また、令和6年産米に向けて品質、収量向上について意見交換等を行いました。

購買部門と連携し、資材等の試験を実施し、銘柄の選定を行いました。

滋賀県が認証する「環境こだわり農産物」の制度を取り入れ、「みずかがみ」を中心に環境こだわり米栽培に取り組みました。

消費者・実需者への食の安全・安心を届ける取り組みとしてGAP（生産工程管理）と生産履歴記帳を推進しました。

営農指導員の研修会や県内JA営農指導員や関係機関とも連携し、情報交換を行いながら育成・強化を図り地域農業の発展を目指しました。

J Aの協力団体である農事改良組合、女性部、集落営農組織等を中心に、担い手育成、生活文化の向上と健康管理、営農教育等の情報提供を行い合理的な組織活動を図りました。

#### 販売事業

各町農業関係組織の理解と協力を頂きましたが、米の集荷は夏の猛暑等の影響で収量が減少したことにより、過去最低の集荷数となりました。

実需者・消費者ニーズに対応した農産物の有利販売に取り組みました。

#### 利用事業

水稻育苗は播種計画に基づき健苗づくりに努め、高品質な苗を供給することが出来ました。

米麦共同乾燥調製施設は共同利用の促進、維持管理の徹底、適正稼働で施設運営コストの低減を目指しました。

大豆乾燥調製は面積拡大により荷受量が増大しました。新たに選別機を導入し処理速度を上げるとともに、集約した乾燥調製で品質向上に努め、作業の効率化と低コスト化を図りました。

スマート農業への取り組みはドローンによる防除に取り組みました。

事業間連携は近隣JAと水稻育苗、機械倉庫、玉ねぎ機械の事業間連携を行い管理コストの低減に取り組みました。

## 7. 地域貢献情報

コロナ感染症5類移行により「夏まつり」「農業まつり」の開催に伴いイベント等が活性化し、少しでも多くの方に直売所を知ってもらうような取り組みを行いました。

食と農の大切さが学べる食農教育の取り組みとして、能登川東小学校5年生児童を対象に田んぼの学校、3・4年生を対象にわくわく農園を開催しました。また、3年生の授業の中で「畑・野菜づくり・たんきゅう」に協力しました。

「健康寿命 100 歳プロジェクト」の取り組みとして地域の皆様の健康を守るためJA健診を実施し、JA 共済連地域貢献活動の支援として受診料の一部を助成させていただきました。

JA 滋賀蒲生町と連携した JA 共済アンパンマンキャラバンでは、地域の交通安全啓発に取り組み、多くのご家族のご来場をいただきました。

## 8. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、

理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「緊急時対応マニュアル」（又は「不測時対応計画」）等を策定しています。

## ◇法令遵守体制

### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門

窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口【電話：0748-42-1345（月～金 9時～15時）】

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

滋賀弁護士会【電話：077-522-3238】

京都弁護士会【電話：075-231-2378】

- ① の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク、JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所【電話：03-5368-5757】

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構【電話：本部0120-159-700】

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター【電話：本部0570-078-325】

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター【電話：東京本部03-3346-1756】

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。



## 9. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズにお応えするため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年12月末における自己資本比率は、17.15%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東能登川農業協同組合
資本金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	166,634千円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に促え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 10. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

#### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金

の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

- 内国為替手数料
- 貯金業務に関する手数料
- ATM利用手数料
- 貸出金に関する手数料
- その他の業務手数料（債券口座管理、保護預かり、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど）

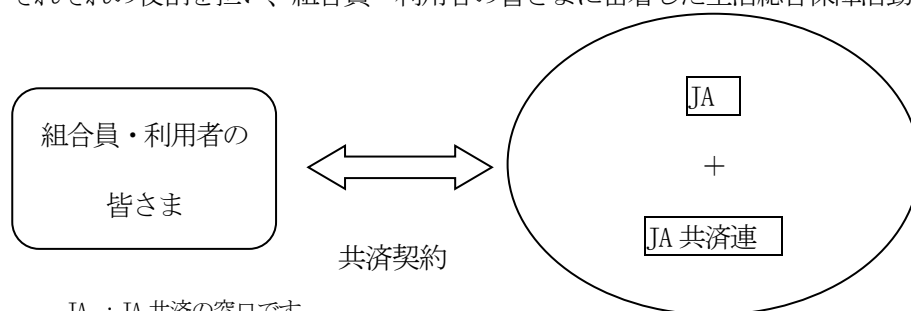
[共済事業]

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA 共済の仕組み

JA 共済は、平成 17 年 1 月 1 日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA : JA 共済の窓口です。

JA 共済連 : JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

[農業関連事業]

◇指導事業

農業者の高齢化、担い手・後継者の不足が地域農業の大きな問題となっています。

このようななか、めまぐるしく変わる農業情勢の動向を見極め、地域農業の振興を図るとともに、持続可能な農業の実現を目指します。

また、集落営農組織の基盤強化と併せ、地域農業の受け皿となる JA 子会社を設立し、「耕作放棄地発生ゼロ対策」に向けた取組みを進めるための事業展開に努めます。

◇販売事業

安全・安心な食料の供給、食料自給率の向上と併せ需要に応じた安全・安心な農産物の生産・流通の促進強化に営農部門と一体となり取り組み販路の拡大に努めます。

◇購買事業

肥料・農薬などの農業生産に必要な生産資材を営農指導と連携し、組合員に「安く安全で良質の品物を安定的に供給する」ことを目的とし、サービスの提供に努めます。

また生活資材においては、食品・生活用品・耐久消費財など生活に必要な品目を供給するように取り組みます。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンク

システム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

# 【 経 営 資 料 】

## I 決算の状況

### 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	4年度(令和4年12月31日)	5年度(令和5年12月31日)
( 資 産 の 部 )		
1 信用事業資産	18,949,316	18,487,229
(1) 現金	38,100	31,189
(2) 預金	16,630,484	16,245,090
系統預金	(16,628,527)	(16,242,967)
系統外預金	(1,957)	(2,122)
(3) 有価証券	800,530	798,630
国債	(313,680)	(310,800)
地方債	(210,250)	(209,620)
政府保証債	(276,600)	(278,210)
(4) 貸出金	1,419,640	1,353,190
(5) その他の信用事業資産	60,904	59,425
未収収益	(58,123)	(57,133)
その他の資産	(2,781)	(2,291)
(6) 貸倒引当金	△ 344	△ 296
2 共済事業資産	257	615
3 経済事業資産	263,051	244,548
(1) 経済事業未収金	45,655	37,935
(2) 経済受託債権	163,918	156,807
(3) 棚卸資産	44,788	39,368
購買品	(44,438)	(39,015)
その他の棚卸資産	(349)	(352)
(4) その他の経済事業資産	9,404	11,118
(5) 貸倒引当金	△ 714	△ 680
4 雑資産	32,944	29,676
5 固定資産	202,231	204,485
(1) 有形固定資産	201,917	204,271
建物	(696,590)	(706,384)
機械装置	(328,690)	(331,797)
土地	(76,692)	(76,692)
その他の有形固定資産	(157,858)	(159,947)
減価償却累計額	(△ 1,057,914)	(△ 1,070,551)
(2) 無形固定資産	314	214
6 外部出資	460,825	460,825
(1) 外部出資	460,825	460,825
①系統出資	(437,145)	(437,145)
②系統外出資	(8,780)	(8,780)
③子会社出資	(14,900)	(14,900)
7 繰延税金資産	28,815	29,300
<b>資産合計</b>	<b>19,937,441</b>	<b>19,456,681</b>

(単位：千円)

科 目	4年度(令和4年12月31日)	5年度(令和5年12月31日)
( 負 債 の 部 )		
1 信用事業負債	18,788,111	18,261,788
(1) 貯金	18,766,995	18,249,629
(2) その他の信用事業負債	21,115	12,158
未払費用	(4,093)	(4,174)
その他の負債	(17,021)	(7,984)
2 共済事業負債	39,133	47,488
(1) 共済資金	13,099	21,234
(2) 未経過共済付加収入	25,941	25,668
(3) 共済未払費用	93	585
(4) その他の共済事業負債	-	-
3 経済事業負債	91,296	99,434
(1) 経済事業未払金	52,358	55,014
(2) 経済受託債務	33,641	40,639
(3) その他の経済事業負債	5,295	3,780
4 雑負債	30,427	34,087
(1) 未払法人税等	2,800	5,000
(2) 資産除去債務	15,387	15,391
(3) その他の負債	12,240	13,696
5 諸引当金	134,951	147,788
(1) 賞与引当金	10,400	11,440
(2) 退職給付引当金	96,271	107,211
(3) 役員退任慰労引当金	9,688	11,486
(4) 特例業務負担引当金	18,590	17,651
負債合計	19,083,920	18,590,587
( 純 資 産 の 部 )		
1 組合員資本	950,502	965,073
(1) 出資金	159,922	166,634
(2) 資本準備金	332	332
(3) 再評価積立金	1,842	1,842
(4) 利益剰余金	788,440	796,328
利益準備金	(187,000)	(188,400)
その他利益剰余金	(601,440)	(607,928)
施設等改修積立金	250,000	250,000
有価証券価格変動積立金	27,900	27,900
税効果調整積立金	28,815	28,815
次期情報システム更改積立金	15,000	10,000
特別積立金	220,000	224,000
当期末処分剰余金	59,725	67,213
(うち当期剰余金)	6,782	11,994
(5) 処分未済持分	△35	△64
2 評価・換算差額等	△96,981	△98,978
(1) その他有価証券評価差額金	△96,981	△98,978
純資産合計	853,521	866,094
負債及び純資産合計	19,937,441	19,456,681

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	4年度		5年度	
	自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日		自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日	
1 事業総利益	219,516		220,062	
事業収益	508,148		494,071	
事業費用	288,631		274,009	
(1) 信用事業収益		103,089		102,344
資金運用収益		96,153		94,406
(うち預金利息)		(64,145)		(63,558)
(うち有価証券利息)		(7,995)		(7,995)
(うち貸出金利息)		(13,072)		(12,541)
(うちその他受入利息)		(10,940)		(10,310)
役務取引等収益		2,710		2,564
その他事業直接収益		-		-
その他経常収益		4,226		5,373
(2) 信用事業費用		23,982		23,006
資金調達費用		5,842		5,597
(うち貯金利息)		(5,648)		(5,546)
(うち給付補填備金繰入)		(18)		(8)
(うち借入金利息)		(-)		(6)
(うちその他支払利息)		(174)		(35)
役務取引等費用		1,668		1,753
その他事業直接費用		-		-
その他経常費用		16,472		15,655
(うち貸倒引当金繰入額)		(77)		-
(うち貸倒引当金戻入益)		-		(△48)
信用事業総利益	79,107		79,338	
(3) 共済事業収益		51,535		46,865
共済付加収入		47,850		44,478
その他の収益		3,684		2,387
(4) 共済事業費用		3,471		3,329
共済推進費		1,633		1,599
共済保全費		289		315
その他の費用		1,548		1,414
共済事業総利益	48,064		43,536	
(5) 購買事業収益		196,899		207,141
購買品供給高		193,702		203,778
購買手数料		1,349		1,038
その他の収益		1,846		2,324
(6) 購買事業費用		159,163		161,071
購買品供給原価		148,804		150,694
その他の費用		10,359		10,376
(うち貸倒引当金繰入額)		(87)		(-)
(うち貸倒引当金戻入益)		(-)		(△31)
購買事業総利益	37,735		46,070	
(7) 販売事業収益		47,603		31,956
販売品販売高		23,993		7,188
販売手数料		19,443		20,586
その他の収益		4,165		4,181
(8) 販売事業費用		30,606		14,581
販売品販売原価		20,830		5,939
販売費		7,026		5,880

科 目	4年度		5年度	
	自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日		自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日	
その他の費用 (うち貸倒引当金繰入額)		2,749 (6)		2,762 (5)
販売事業総利益	16,996		17,374	
(9) 保管事業収益		5,727		5,842
(10) 保管事業費用		1,767		2,431
保管事業総利益	3,960		3,411	
(11) 利用事業収益		101,741		98,265
ライスセンター収益		36,377		30,696
育苗センター収益		16,345		14,949
葬祭収益		32,664		30,761
その他利用収益		16,353		21,857
(12) 利用事業費用		67,005		66,599
ライスセンター費用		23,627		22,856
育苗センター費用		9,061		8,323
葬祭費用		25,068		25,015
その他利用費用		9,246		10,403
利用事業総利益	34,736		31,665	
(13) 指導事業収入		1,550		1,655
賦課金		507		506
指導雑収入		1,043		1,148
(14) 指導事業支出		2,634		2,989
営農改善費		243		242
生活改善費		607		613
広報活動費		649		739
農政活動費		141		207
指導雑費		991		1,185
指導事業収支差額	△1,083		△1,334	
2 事業管理費	200,091		202,196	
(1) 人件費		149,003		151,275
(2) 業務費		16,045		16,746
(3) 諸税負担金		8,427		8,696
(4) 施設費		26,598		25,215
(5) その他事業管理費		17		262
事業利益		19,424		17,865
3 事業外収益	7,227		8,002	
(1) 受取出資配当金		5,884		5,869
(2) 賃貸料		96		96
(3) 雑収入		1,247		2,037
4 事業外費用	3,107		8,481	
(1) 寄付金		6		7,422
(2) 雑損失		3,101		1,058
経常利益		23,545		17,387

科 目	4年度		5年度	
	自 至	令和4年1月1日 令和4年12月31日	自 至	令和5年1月1日 令和5年12月31日
5 特別利益	253		87	
(1) 固定資産処分益		253		-
(2) 一般補助金		-		87
6 特別損失	6,990		87	
(1) 固定資産処分損		0		0
(2) 固定資産圧縮損		-		87
(3) 減損損失		6,990		-
税引前当期利益	16,808		17,387	
法人税、住民税及び事業税		3,978		5,878
法人税等調整額		6,047		△485
法人税等合計	10,025		5,392	
当期剰余金	6,782		11,994	
当期首繰越剰余金		46,895		50,218
税効果調整積立金取崩額		6,047		-
次期システム更改積立金取崩		-		5,000
当期未処分剰余金		59,725		67,213



### 3. 注記表

#### 【令和5年度 注記表】

##### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
- ② 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

##### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（単品管理商品及び数量管理商品）
  - ・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 購買品（集約管理商品）・・・売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1)有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

###### (2)無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法により償却しています。

##### 4. 引当金の計上基準

###### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が1,000千円未満の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

###### (2)賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### (3)退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

農業関連事業は、主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

### 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがって、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）  
29,300 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に設定した経営改善計画を基礎として、その後の組合を取り巻く経営環境及び経営状況を考慮して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## III. 貸借対照表に関する注記

### 1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は346,391千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地・・25,956千円 建物・・130,346千円(うち当期圧縮記帳額 87千円)

構築物・・15,635千円 機械装置・・170,304千円 器具及び備品・・4,080千円

車輛運搬具・・70千円

### 2. 担保に供している資産

定期預金200,000千円を借入金（当座借越）担保に供しています。また、定期預金1,000,000千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

### 3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務

・子会社に対する金銭債権の総額は、9,827千円です。

・子会社に対する金銭債務の総額は、14,648千円です。

### 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

### 5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶

予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

#### IV. 損益計算書に関する注記

##### 1. 子会社等との取引高の総額

###### (1) 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高	32,378 千円
うち事業取引以外の取引高	500 千円
合計	32,878 千円

###### (2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高	1,350 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
合計	1,350 千円

#### V. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,855千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	16,245,090	16,242,063	△3,026
有価証券	798,630	811,410	12,780
満期保有目的の債券	100,000	112,780	12,780
その他有価証券	698,630	698,630	
貸出金	1,353,190		
貸倒引当金(注1)	△296		
貸倒引当金控除後	1,352,893	1,361,353	8,459
資 産 計	18,396,613	18,414,826	18,213
貯 金	18,249,629	18,249,196	△433
負 債 計	18,249,629	18,249,196	△433

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### ① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

#### 貸借対照表計上額

外部出資 460,825

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	16,245,090	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	900,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金(注)	108,502	88,532	80,909	74,039	64,605	936,599

(注) 貸出金のうち、当座貸越8,242千円については「1年以内」に含めています。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	17,943,203	146,809	133,177	7,535	18,903	-

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VI. 有価証券に関する注記

## (1) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借照表計上額	時価	差額
時価が貸借照表計上額を超えるもの	地 方 債	100,000	112,780	12,780
合 計		100,000	112,780	12,780

## (2) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	債 券	109,620	99,971	9,648
	国 債	—	—	—
	地方債	109,620	99,971	9,648
	政保債	—	—	—
	小 計	109,620	99,971	9,648
貸借照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	債 券	589,010	697,636	△108,626
	国 債	310,800	397,636	△86,836
	地方債	—	—	—
	政保債	278,210	300,000	△21,790
	小 計	589,010	697,636	△108,626
合 計		698,630	797,608	△98,978

なお、上記評価差額が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

## VII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における退職給付引当金	96,271
退職給付費用	10,939
期末における退職給付引当金	107,211

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)
退職給付債務	149,557
年金資産	△42,346
未積立退職給付債務	107,211
退職給付引当金	107,211

#### (4) 退職給付に関連する損益

	(単位:千円)
簡便法で算定した退職給付費用	10,939

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,881 千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 17,343 千円となっています。



## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	29,590
役員退職慰労引当金	3,170
賞与引当金	3,157
未払費用	488
未払事業税	361
特例業務負担引当金	4,611
資産除去債務	4,247
外部出資償却	165
固定資産減損損失	9,118
その他有価証券評価損	27,318
その他	251
繰延税金資産計	82,480
評価性引当額	△53,179
繰延税金資産合計	29,300

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.2%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△4.7%
事業の利用分量による配当	△4.6%
住民税均等割等	1.8%
税務上の繰越欠損金	△7.2%
過年度法人税等追徴税額	0.4%
過年度法人税等戻入額	△0.5%
評価性引当額の増減	19.8%
その他	△20.7%
税効果会計適用後の法人税等負担率	20.1%

## Ⅸ. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 【令和4年度 注記表】

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

② 子会社株式・・・移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購入品（単品管理商品及び数量管理商品）

・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・購入品（集約管理商品）・・・売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。

#### 4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、不保全額が1,000千円以下の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5)特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

農業関連事業は、主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

### 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の変更)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切り書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更し、購買手数料として表示しています。

#### (3) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

#### (4) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の事業収益が4,349千円増加、事業費用が1,413千円増加、事業利益、経常利益、及び税引前当期利益2,935千円それぞれ増加しています。

なお、当該会計方針の変更による期首の利益剰余金に与える影響は軽微であるため、新たな会計方針を遡及適用していません。

### (時価算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### III. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）

28,815 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に設定した経営改善計画を基礎として、その後の組合を取り巻く経営環境及び経営状況を考慮して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,990 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に設定した経営改善計画を基礎として、その後の組合を取り巻く経営環境および経営状況を考慮して算出しており、経営改善計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は346,304千円であり、その内訳は次のとおりです。なお、当事業年度は圧縮記帳を実施していません。

土地・25,956千円 建物・130,259千円 構築物・15,635千円 機械装置・170,304千円  
器具及び備品・4,080千円 車輛運搬具・70千円

#### 2. 担保に供している資産

担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。

定期預金	200,000 千円	信連当座借越
	1,000,000 千円	信連為替決済
合 計	1,200,000 千円	

#### 3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務

・子会社に対する金銭債権の総額は、17,399千円です。

・子会社に対する金銭債務の総額は、19,427 千円です。

#### 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

#### 5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に  
該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

#### (表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました(令和4年3月31日施行)。

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社との取引高の総額

#### (1) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	29,369 千円
うち事業取引以外の取引高	<u>442 千円</u>
合計	29,811 千円

#### (2) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	1,810 千円
うち事業取引以外の取引高	<u>- 千円</u>
合計	1,810 千円

### 2. 減損会計に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	減損損失の内訳			
				土地	建物	機械置	その他
業務用	経済	店舗	6,990	—	2,936	1,544	2,509
合計	—	—	6,990	—	2,936	1,544	2,509

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

経済事業は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 回収可能価額の算定方法

経済事業の回収可能価額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,754千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	16,630,484	16,626,658	△3,826
有価証券	800,530	816,080	15,550
満期保有目的の債券	100,000	115,550	15,550
その他有価証券	700,530	700,530	
貸出金	1,419,640		
貸倒引当金(注1)	△344		
貸倒引当金控除後	1,419,296	1,426,420	7,123
資 産 計	18,850,310	18,869,158	18,848
貯 金	18,766,995	18,765,005	△1,990
負 債 計	18,766,995	18,765,005	△1,990

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### 【資 産】

#### ① 預 金



満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

貸借対照表計上額

外部出資(注) 460,825

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	16,630,484	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	900,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金(注)	111,450	90,989	83,309	75,933	69,115	988,842

(注)貸出金のうち、当座貸越8,350千円については「1年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	18,450,860	131,898	146,518	25,508	12,209	-

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## VII. 有価証券に関する注記

(1)満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:千円)

	種類	貸借照表計上額	時価	差額
時価が貸借照表計上額を超えるもの	地 方 債	100,000	115,550	15,550
合 計		100,000	115,550	15,550

(2)その他有価証券で時価のあるもの (単位:千円)

	種類	貸借照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	債 券	110,250	99,966	10,283
	国 債	—	—	—
	地方債	110,250	99,966	10,283
	政保債	—	—	—
	小 計	110,250	99,966	10,283
貸借照表計上額が取得原価 または償却原価を長えないもの	債 券	590,280	697,544	△107,264
	国 債	313,680	397,544	△83,864
	地方債	—	—	—
	政保債	276,600	300,000	△23,400
	小 計	590,280	697,544	△107,264
合 計		700,530	797,511	△96,981

なお、上記評価差額が、「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

## VIII. 退職給付に関する注記

### 2. 退職給付に係る注記

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位:千円)

期首における退職給付引当金	97,641
退職給付費用	10,741
退職給付の支払額	△12,110
期末における退職給付引当金	96,271

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	135,629
年金資産	△39,357
未積立退職給付債務	96,271
退職給付引当金	96,271

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

簡便法で算定した退職給付費用	10,741
----------------	--------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,945千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は21,207千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	26,571
役員退職慰労引当金	2,674
賞与引当金	2,870
未払費用	444
未払事業税	215
特例業務負担引当金	5,131
資産除去債務	4,246
外部出資償却	165
固定資産減損損失	9,780
その他有価証券評価損	26,766
その他	315
繰延税金資産計	79,182
評価性引当額	△50,367
繰延税金資産合計	28,815

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.5%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△4.8%
事業の利用分量による配当	△4.1%
住民税均等割等	1.8%
過年度法人税等追徴税額	0.4%
過年度法人税等戻入額	△0.5%
中小法人軽減税率(法人税)適用による差異	△1.9%
評価性引当額の増減	32.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等負担率	59.6%

## X. 収益認識に関する注記

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第75年度	第75年度
1 当期末処分剰余金	59,725	67,213
2 任意積立金取崩額 次期システム更改積立金	—	10,000
計	59,725	77,213
3 剰余金処分額	9,506	26,393
(1) 利益準備金	1,400	2,400
(2) 任意積立金	4,000	19,485
税効果調整積立金	—	485
情報システム・DX対策積立金	—	15,000
特別積立金	4,000	4,000
(3) 出資配当金		
普通出資に対する配当金	1,585	1,616
(4) 事業分量配当金	2,521	2,892
4. 次期繰越剰余金	50,218	50,818

注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和4年度 1.0%      令和5年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和4年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり 70円とする。

令和5年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり 70円とする。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種類・積立目標額	積立目的	取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等積立金 ・5億円	組合の所有する施設の取得、修繕、更新、施設稼働の事故処理等の原資にあてる。	当期剰余金に重要な影響を与える修繕費、事故処理及び減価償却費を計上した時。	250,000	250,000
有価証券価格変動積立金・有価証券の期末帳簿合計残高の20/1,000を積立てる。	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるために積み立てる。	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により当期剰余金に重要な影響を与える場合は、決算期日に取崩し、当該損失額に充当する。	27,900	27,900
税効果調整積立金 ・繰延税金資産相当額	税効果会計による繰延税金資産について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取崩す。	28,815	29,300
次期システム更改積立金 ・1,500万円	JAグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため積み立てる。	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出相当額を取り崩す。次期システム更改年度において開発負担金として支出したとき。なお、次期システム更改等にかかる負担方法およびJA負担割合等は、県域でシステム更改時期までに決定されることから、目的積立金設定時の積立目標額は、前回の次期システム更改経費を参考に概算で見積もった金額であります。したがって、当JAの負担割合が確定した時点で、積立目標額に変更が生じた場合は、その変更手続きについては、理事会に一任願いたいと存じます。	10,000	—

情報システム・D X対策積立金	将来の県域基幹システムの 更改および組合員とJA間の 「情報システム連携」など、 当組合およびJAグループ 滋賀が一体で取り組む 「DX対策」に係るコスト 対応のため	新たな県域基幹システムの 更改時または「DX対策」 により、具体的な費用負担 が発生時に取崩す	-	15,000
--------------------	---	--	---	--------

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれています。

令和4年度 400千円 令和5年度 600千円

### 5. 部門別損益計算書（第76年度）

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	494,171	102,344	46,865	214,521	129,003	1,336	
事業費用 ②	274,009	23,006	3,329	142,799	102,526	2,348	
事業総利益③ (①-②)	220,062	79,338	43,536	72,497	25,702	△1,012	
事業管理費 ④	202,196	46,937	35,430	72,945	26,630	20,252	
（うち減価償却費⑤）	(13,531)	(1,250)	(785)	(8,172)	(2,914)	(407)	
（うち人件費 ⑤'）	(151,275)	(36,066)	(29,040)	(51,685)	(18,744)	(15,738)	
うち共通管理費 ⑥		16,405	10,308	22,927	8,146	5,113	△ 62,900
（うち減価償却費⑦）		(1,250)	(785)	(1,747)	(620)	(389)	(△ 4,794)
（うち人件費 ⑦'）		(10,891)	(6,843)	(15,221)	(5,408)	(3,394)	(△ 41,759)
事業利益 ⑧ (③-④)	17,865	32,401	8,105	△448	△927	△21,264	
事業外収益 ⑨	8,002	2,087	1,311	2,917	1,036	650	
うち共通分 ⑩		2,087	1,311	2,917	1,036	650	△ 8,002
事業外費用 ⑪	8,481	2,120	1,332	3,309	1,058	660	
うち共通分 ⑫		2,120	1,332	2,963	1,052	660	△8,129
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	17,387	32,368	8,084	△841	△949	△21,274	
特別利益 ⑭	87	22	14	31	11	7	
うち共通分 ⑮		22	14	31	11	7	△87
特別損失 ⑯	87	22	14	31	11	7	
うち共通分 ⑰		22	14	31	11	7	△87
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	17,387	32,368	8,084	△ 841	△949	△21,274	
営農指導事業分配賦額 ⑲		6,878	4,560	7,353	2,481	△21,274	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	17,387	25,489	3,523	△8,194	△3,431		

\*⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (配賦割+事業総利益割) の平均値

配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	26.08	16.39	36.45	12.95	8.13	100
営 農 指 導 事 業	32.33	21.44	34.57	11.66		100

## 6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

1. 私は、当組合の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
  
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年3月25日

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益（事業収益）	556,652	508,942	490,246	508,148	494,071
信用事業収益	128,447	113,258	101,725	103,090	102,344
共済事業収益	56,478	54,178	58,993	51,536	46,865
農業関連事業収益	212,938	216,516	200,427	230,561	214,521
生活その他事業収益	156,826	124,139	128,106	121,774	129,003
営農指導事業収益	1,964	851	995	1,188	1,336
経常利益	32,735	14,360	20,392	23,545	17,387
当期剰余金	26,956	3,620	17,230	6,782	11,994
出資金 （出資口数）	158,590 (158,590)	158,851 (158,851)	158,168 (158,168)	159,922 (159,922)	166,634 (166,634)
純資産額	964,174	941,838	955,002	853,521	866,094
総資産額	18,820,740	18,227,564	19,157,823	19,937,441	19,456,681
貯金等残高	17,469,104	16,944,961	17,849,786	18,766,995	18,249,629
貸出金残高	1,318,169	1,318,165	1,484,128	1,419,640	1,353,190
有価証券残高	748,270	1,515,920	911,190	800,530	798,630
剰余金配当金額	2,674	2,700	3,433	4,106	4,508
出資配当金	1,582	1,582	1,576	1,585	1,616
事業利用分量配当の額	1,092	1,118	1,857	2,521	2,892
職員数	26	24	25	23	25
単体自己資本比率	16.74	17.24	16.56	16.45	17.15

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	90,311	88,809	△1,502
役務取引等収支	1,041	810	△231
その他信用事業収支	△12,246	△10,281	1,965
信用事業粗利益	79,107	79,338	231
（信用事業粗利益率）	(0.43)	(0.42)	(△0.01)
事業粗利益	242,608	241,872	△736
（事業粗利益率）	(1.24)	(1.23)	(△0.01)
事業純益	42,408	39,676	△2,732
実質事業純益	42,516	39,676	△2,840
コア事業純益	42,516	39,676	△2,840
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	42,516	39,676	△2,840



### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	18,282,564	96,153	0.525	18,342,741	94,406	0.514
うち預金	15,926,119	75,085	0.471	16,052,926	73,868	0.460
うち有価証券	897,110	7,995	0.891	897,776	7,995	0.890
うち貸出金	1,459,334	13,072	0.895	1,392,037	12,541	0.900
資金調達勘定	18,063,029	5,842	0.032	18,119,887	5,597	0.030
うち貯金・定期積金	18,063,029	5,667	0.031	18,119,887	5,546	0.030
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.491	-	-	0.481

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)  
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯金奨励金(要項)が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	2,693	△1,118
うち預金	3,454	△587
うち有価証券	△1,164	0
うち貸出金	405	△531
支払利息	△827	△108
うち貯金・定期積金	△813	△102
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△3	△6
差引	3,520	△1,010

(注) 1. 増減額は前年度対比です。  
2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯金奨励金(要項)が含まれています。

## III 事業の概況

### 1. 信用事業

#### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
流動性貯金	4,684,091 (25.9)	4,950,033 (27.3)	265,941
定期性貯金	13,346,740 (73.8)	13,134,102 (72.4)	△212,637
その他の貯金	32,234 (0.1)	35,677 (0.1)	3,442
計	18,063,066 (100)	18,119,812 (100)	56,746
譲渡性貯金	-	-	-
合計	18,063,066	18,119,812	56,746

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金  
3. ( )内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円，%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
定 期 貯 金	13,707,931 (98.7)	12,904,888 (98.8)	△803,042
うち固定金利定期	13,705,778 (99.9)	12,902,726 (99.9)	△803,052
うち変動金利定期	2,152 (0.1)	2,162 (0.1)	10

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手 形 貸 付	306	0	△306
証 書 貸 付	1,449,796	1,382,730	△67,065
当 座 貸 越	9,697	9,466	△231
割 引 手 形	-	-	-
合 計	1,459,801	1,392,197	△67,604

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円，%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	501,497 (35.3)	462,179 (34.1)	△39,317
変 動 金 利 貸 出	909,792 (64.0)	882,767 (65.2)	△27,025
そ の 他 ( 当 貸 等 )	8,350 (0.5)	8,242 (0.6)	△107
合 計	1,419,640 (100.0)	1,353,190 (100.0)	△66,450

(注) ( ) 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	15,079	10,242	△4,836
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	3,551	2,096	△1,455
小 計	18,631	12,338	△6,292
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	858,951	822,204	△36,746
そ の 他 保 証	449,872	445,646	△4,226
小 計	1,308,823	1,267,850	△40,972
信 用	92,176	73,000	△19,185
合 計	1,419,640	1,353,190	△66,450

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金	1,403,797 (98.9)	1,342,184 (99.2)	△61,613
運 転 資 金	15,843 (1.1)	11,006 (0.8)	△4,837
合 計	1,419,640 (100.0)	1,353,190 (100.0)	△66,450

(注) ( ) 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業	186,833 (12.9)	174,230 (12.8)	△12,603
林 業	-	-	-
水産業	-	-	-
製造業	234,544 (16.5)	223,573 (16.5)	△10,970
鉱 業	25,586 (1.8)	24,539 (1.8)	△1,046
建設・不動産業	121,819 (8.5)	112,875 (8.3)	△8,943
電気・ガス・熱供給水道業	14,112 (0.9)	12,986 (0.9)	△1,125
運輸・通信業	93,428 (6.5)	95,334 (7.0)	1,905
卸売・小売・飲食業	92,257 (6.4)	87,947 (6.4)	△4,309
サービス業	321,785 (22.6)	306,374 (22.6)	△15,410
金融・保険業	15,754 (1.1)	14,420 (1.0)	△1,334
地方公共団体	15,843 (1.1)	9,506 (0.7)	△6,337
非営利法人	-	-	-
その他	300,642 (21.1)	291,400 (21.5)	△9,241
合 計	1,419,640 (100.0)	1,353,190 (100.0)	△66,450

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業	62,668	68,599	5,931
穀 作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
その他農業	41,365	36,731	△4,634
農業関連団体等	-	-	-
合 計	104,034	105,331	1,297

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	104,034	105,331	1,297
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	104,034	105,331	1,297

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するも日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	737	737	-	-	737
	5年度	2,241	2,241	-	-	2,241
危 険 債 権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
要 管 理 債 権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小 計	4年度	737	737	-	-	737
	5年度	2,241	2,241	-	-	2,241
正 常 債 権	4年度	1,351,766				
	5年度	1,351,766				
合 計	4年度	1,354,008				
	5年度	1,354,008				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	389	497	-	389	497	497	431	-	497	431
個別貸倒引当金	500	562	-	500	562	562	545	-	562	545
合 計	889	1,059	-	889	1,059	1059	976	-	1059	976

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	127	1,989	1,332	12,731
	金額	99,636	507,173	6,770,641	7,241,161
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	19	0	226	10
	金額	10,014	0	94,212	1,002,899
合 計	件数	146	1,989	1,558	12,741
	金額	109,650	507,173	6,864,854	8,244,061

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	397,252	397,774	522
地 方 債	199,947	199,938	△9
政府保証債	299,910	300,064	154
金 融 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	897,110	897,776	666

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	購入の定めのないもの	合 計
令和4年度								
国 債	-	-	-	-	-	313,680	-	313,680
地 方 債	-	-	-	110,250	-	100,000	-	210,250
政府保証債	-	-	-	-	-	276,600	-	276,600
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度								
国 債	-	-	-	-	-	397,544	-	397,544
地 方 債	-	-	-	99,966	-	100,000	-	199,966
政府保証債	-	-	-	-	-	300,000	-	300,000
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	100,000	115,550	15,550	100,000	112,780	12,780
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	100,000	115,550	15,550	100,000	112,780	12,780
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	100,000	115,550	15,550	100,000	112,780	12,780	

## [その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	110,250	99,966	10,283	109,620	99,971	9,648
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	110,250	99,966	10,283	109,620	99,971	9,648
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	110,250	99,966	10,283	109,620	99,971	9,648
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	590,280	697,544	△107,264	589,010	697,636	△108,626
	国債	313,680	397,544	△83,864	310,800	397,636	△86,836
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	276,600	300,000	△23,400	278,210	300,000	△21,790
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	590,280	697,544	△107,264	589,010	697,636	△108,626
合 計	700,530	797,511	△96,981	698,630	797,608	△98,978	

## ② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

## ③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	71,725	8,415,103	114,815	8,171,732
	定期生命共済	—	134,000	25,000	159,000
	養老生命共済	26,000	2,525,624	39,000	1,950,323
	うちこども共済	20,000	1,225,700	21,000	1,056,700
	医療共済	—	184,000	—	184,000
	がん共済	—	10,000	—	10,000
	定期医療共済	—	28,000	—	22,200
	介護共済	6,000	120,959	16,000	136,959
	年金共済	—	—	—	—
建物更生共済	1,342,350	16,043,630	809,280	15,726,630	
合 計	1,446,075	27,461,318	1,004,095	26,360,845	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	—	3,019	—	2,892
	4,932	17,400	2,783	20,120
がん共済	5	290	—	290
定期医療共済	—	83	—	70
合 計	5	3,392	—	3,252
	4,932	17,400	2,783	20,120

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	6,457	159,158	18,401	177,560
認知症共済	2,000	2,000	4,000	6,000
生活障害共済(定期年金型)	—	2,900	—	2,900
特定重度疾病共済	2,500	12,000	6,000	18,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	4,208	162,957	2,802	158,556
年金開始後	—	70,513	—	68,842
合 計	4,208	233,471	2,802	227,399

(注) 金額は、年金年額を記載しています。



(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	4,077,400	3,192	3,996,600	3,087
自 動 車 共 済		49,474		50,980
傷 害 共 済	19,720,500	2,083		1,939
賠 償 責 任 共 済		128		102
自 賠 責 共 済		5,485		5,339
合 計		60,364		61,450

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

生 産 資 材	種 類	令和4年度		令和5年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生 産 資 材	肥 料	62,844	10,803	71,388	17,719
	農 薬	33,269	5,269	36,023	5,942
	農 業 機 械	1,227	160	1,610	208
	そ の 他	9,848	1,509	12,826	2,066
	計	107,188	17,741	121,847	25,935
生 活 資 材	食 品	1,772	288	2,143	296
	耐 久 消 費 財	853	132	6,174	686
	日 用 保 健 雑 貨	25,352	7,979	28,152	8,088
	家 庭 燃 料	58,043	18,719	65,355	16,380
	そ の 他	494	77	3,317	398
計	86,514	27,195	105,141	25,848	
合 計	193,702	44,936	226,988	51,783	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	187,424	12,900	216,878	14,270
麦・豆・雑穀	66,144	4,872	62,639	4,805
野菜	18,985	1,671	16,340	1,511
合 計	272,555	19,443	295,859	20,586

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
雑 穀 豆 類	16,528	466
農 産 物 直 売 所 ( 菜 々 笑 )	7,464	6722
合 計	23,993	7,188

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	保 管 料	4,272	4,178
	そ の 他	1,454	1,664
	計	5,727	5,842
費 用	保 管 費 用	1,767	2,431
	計	1,767	2,431

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	ラ イ ス セ ン タ ー 収 益	36,377	30,696
	育 苗 セ ン タ ー 収 益	16,345	14,949
	旅 行 収 益	21	116
	葬 祭 収 益	32,664	30,761
	そ の 他 利 用 収 益	16,332	21,741
	計 A	101,741	98,265
費 用	ラ イ ス セ ン タ ー 費 用	23,627	22,856
	育 苗 セ ン タ ー 費 用	9,061	8,323
	旅 行 費 用	0	7
	葬 祭 費 用	25,068	25,015
	そ の 他 利 用 費 用	9,246	10,396
	計 B	67,005	66,599
引 計	( A - B )	34,736	31,665

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
支 出	営 農 改 善 指 導 費	243	242
	生 活 文 化 改 善 費	607	613
	広 報 活 動 費	649	739
	農 政 活 動 費	141	207
	指 導 雑 費	991	1,185
	計	2,634	2,989
収 入	賦 課 金	507	506
	指 導 事 業 補 助 金	—	—
	指 導 雑 収 入	1,043	1,148
	計	1,550	1,655

#### IV 経営諸指標

##### 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.120	0.088	△0.032
資本経常利益率	2.604	2.022	△0.582
総資産当期純利益率	0.035	0.061	0.026
資本当期純利益率	0.750	1.395	0.645

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

##### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	7.56	7.41	△0.15
	期中平均	8.08	7.68	△0.4
貯証率	期末	4.26	4.37	0.11
	期中平均	4.96	4.95	△0.01

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

#### V 自己資本の充実の状況

##### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	946,395	960,563
うち、出資金及び資本準備金の額	159,922	166,634
うち、再評価積立金の額	1,842	1,842
うち、利益剰余金の額	788,440	796,328
うち、外部流出予定額（△）	4,107	4,509
うち、上記以外に該当するものの額	△35	△64
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	497	431
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	497	431
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	946,892	960,995
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	227	155
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	227	155

項 目	前期末	当期末
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	227	155
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	946,665	960,840
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,323,703	5,155,533
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	435,805	445,357
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,759,508	5,600,890
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.45%	17.15%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	38,100	0	0	31,189	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	481,903	0	0	484,968	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	206,393	0	0	200,636	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共企業等金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	323,608	32,360	1,294	321,998	32,199	1,287
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	16,592,650	3,318,536	132,741	16,245,237	3,249,047	129,961
法人等向け	114,169	114,169	4,566	63,575	63,575	2,543
中小企業等向け及び個人向け	7,723	5,792	231	3,032	2,304	92
抵当権付住宅ローン	393,238	137,633	5,505	377,340	132,069	5,282
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	3,003	0	0	2,257	3,385	135
取立未済手形	2,616	523	20	2,088	417	16
信用保証協会等及び保証付	859,442	85,473	3,418	822,663	81,543	3,261
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	41,140	41,140	1,645	41,140	41,140	1,645
(うち出資等のエクスポージャー)	41,140	41,140	1,645	41,140	41,140	1,645
(うち重要な出資のエクスポージャー)						
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	419,685	1,049,212	41,968	419,685	1,049,212	41,968
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	28,901	72,254	2,890	29,359	73,399	2,935
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	522,119	476,623	19,064	510,723	460,008	18,400
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が	-	-	-	-	-	-

適用されるエクスポージャー							
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計							
CVAリスク相当額 ÷ 8%							
中央算線関係エクスポージャー							
信用リスク・アセットの額の合計額	20,034,695	5,323,703	212,948	19,555,936	5,239,742	205,589	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	435,805		17,432	445,357		17,814	
所要自己資本額計	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	5,759,508		230,380	5,600,890		224,035	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取扱業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは主に資本格付算出にかかる信用リスク・アセット額を告示で定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付格付効果のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付格付効果は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	
株式会社日本格付研究所 (JCR)	
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主として以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易振興
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和4年度					令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	19,524,034	1,420,502	995,991	-	-	19,060,807	1,354,023	998,086	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	19,524,034	1,420,502	995,991	-	-	19,060,807	1,354,023	998,086	-	-
法人	その他	527,233	29,740	-	-	499,989	39,164	-	-	-
	農業	117,407	117,407	-	-	99,361	99,361	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	16,595,258	-	-	-	-	16,247,326	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	500	-	-	-	-	500	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	688,290	15,860	672,382	-	-	685,604	9,516	676,088	-
	その他(日銀業種分類外)	324,914	-	323,608	-	-	321,998	-	321,998	-
個人	1,270,430	1,257,493	1,270,430	-	-	1,206,026	1,197,710	-	-	
その他	511,220	-	511,220	-	-	495,674	-	-	-	
業種別残高計	20,035,254	1,420,502	995,990	-	-	19,556,482	1,345,753	998,086	-	-
1年以下	16,601,757	9,115	-	-	/	16,249,461	4,224	-	-	/
1年超3年以下	36,497	36,497	-	-	/	37,433	37,433	-	-	/
3年超5年以下	67,698	67,698	-	-	/	64,362	64,362	-	-	/
5年超7年以下	125,320	34,895	90,424	-	/	147,374	56,309	91,065	-	/
7年超10年以下	158,455	158,455	-	-	/	111,724	111,724	-	-	/
10年超	2,011,016	1,105,469	905,566	-	/	1,977,220	1,070,198	907,021	-	/
期限の定めのないもの	517,164	2,265	-	-	/	467,217	1,500	-	-	/
残存期間別残高計	20,035,254	1,420,502	995,990	-	/	19,054,791	1,345,750	998,086	-	/

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	389	497	-	389	497	497	431	-	497	431
個 別 貸 倒 引 当 金	500	562	-	500	562	562	545	-	562	545

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和4年度						令和5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	500	562	-	500	562		562	545	-	562	545	
国	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
地 域 別 計		500	562	-	500	562		562	545	-	562	545	
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外		500	500	-	500	500	-	500	500	-	500	500	-
個 人		-	62	-	-	62	-	62	45	-	62	45	-
業 種 別 計		500	562	-	500	562		562	545	-	562	545	-

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。



⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	-	726,397	726,397	-	716,794	716,794
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	1,183,051	1,183,051	-	1,144,661	1,144,661
	リスク・ウエイト20%	-	16,595,258	16,595,258	-	207,179	207,179
	リスク・ウエイト35%	-	393,238	393,238	-	377,340	377,340
	リスク・ウエイト50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト75%	-	7,723	7,723	-	3,072	3,072
	リスク・ウエイト100%	-	677,940	677,940	-	552,364	552,364
	リスク・ウエイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	448,586	448,586	-	449,044	449,044
	その他	-	227	227	-	155	155
	リスク・ウエイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	20,035,482	20,035,482	-	3,450,609	3,450,609	

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
  - 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適 格 金 融 資 産 担 保	適 格 保 証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び証券会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	421	499	-	50	817	-
抵 当 権 住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	-	-	-	-	-	-
三 月 以 上 延 滞 等	-	-	-	-	-	-
証 券 化	-	-	-	-	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	-	56,296	-	-	53,859	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
  - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
  - 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財

務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	460,825	460,825	460,825	460,825
合計	460,825	460,825	460,825	460,825

(注) 「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表上の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当取引なし。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量 (ΔEVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
  - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - 複数の通貨の集計方法およびその前提  
該当取引なし。
  - スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
  - 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
  - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、金利の上昇によるものです。
  - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。  
該当ありません。
  - 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点  
該当ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	119	129	29	28
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	ス テ ィ ー プ 化	101	112		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	15	13		
6	短 期 金 利 低 下	11	12		
7	最 大 値	119	129	29	28
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	960		941	

## VI. 役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支 給 総 額	
	基 本 報 酬 ( 注 2 )	退 職 慰 労 金 ( 注 3 )
対 象 役 員 ( 注 1 ) に 対 す る 報 酬 等	10,890	1,897

(注1) 対象役員は、理事11名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(注3) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。